

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：セネガル国南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集確認調査（QCBS）

案件番号：19a00755

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年12月11日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年12月11日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：セネガル国南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2020年12月

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 木戸 正巳

[Kido.Masami@jica.go.jp](mailto:Kido.Masami@jica.go.jp)

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2019年12月25日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記4. 窓口のとおり ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2020年 1月10日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL:  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
 見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

( URL : [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html) )

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年2月4日(火) 10時~

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年 2月12日（水）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取

得済の資料のみで構いません)。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト(所属先、学歴等の情報を含む。)を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

( URL:  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務



諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

( URL :  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>  
)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

( URL :  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. 調査の背景

セネガル共和国（以下、「セネガル」）は西アフリカの中でも有数のコメ消費国であり、一人当りの年間コメ消費量は97.5 kg（2014年）に達している。2008年の世界食料価格危機の際には輸入米高騰の影響もあり、デモ等が発生、政治不安にも発展したことも受け、コメの自給達成による食料安全保障はセネガルの重点課題となっている。

セネガル政府が推進した、セネガル農業推進加速プログラム（PRACAS）に基づき、2011/12年から2017/2018年にかけて、コメの生産量は年間41万トンから同101万トンに飛躍的に増大したものの、自給に必要とされる年間160万トン（2017年時点）のうち国内生産量は63.2%に留まっている。セネガルのコメ生産はこれまで条件に恵まれた北部セネガル川流域の灌漑地を中心に行われてきたが、同流域におけるコメ生産増のみではセネガル国内のコメ需要に対応できない状況にある。このため、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）とセネガル政府の実施する「国家コメ自給計画（PNAR）」の協働で作成した「国家コメ開発戦略（NRDS）」においても、北部セネガル川流域以外のジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州、タンバクンダ州、ケドゥグ州、ファティック州及びカオラック州での天水稲作によるコメ生産増加の必要性が強調されている。

このような状況下、JICAは2014年から2018年にかけて「天水稲作持続的生産支援プロジェクト（PRiP）」を、ファティック州、カオラック州およびカフリン州の3州において実施し、優良種子へのアクセスの改善や栽培技術の向上、農民組織化を旨とした農民・普及員に対する研修などを支援した。この結果、条件が良ければ6t/haを超える収量を達成した農家を育成することに成功した。一方で、当該地域は雨量や降雨開始時期の変動が大きく、年によっては収量が1t/ha未満、となる農家もあった。これを踏まえ、安定的な稲作生産に向けては、より安定的に雨量の見込めるセネガル南部での取り組みが望まれている。

同時に、南部地域はセネガル国内においても栄養関連指標の数値低く、貧血症状にある5歳未満の子供がタンバクンダ州では83%（全国70.9%）、発育阻害の5歳未満の子供はタンバクンダ州及びケドゥグ州、セジュー州で20%（全国16.5%）を超えている。加えて、セネガルはTICADVIで立ち上げた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」の重点国に指定されており、JICAは同イニシアチブにおいて重点州とされているタンバクンダ州、セジュー州、コルダ州では貧血問題及び離乳食の改善を図るセネガル政府の取り組みを支援している。農家の生活改善を通じ栄養改善が推進されることはIFNAにも資するため、コメ作振興、コメ生産量増加と共に、農家の収益増加によって栄養改善に結びつける道筋が同時に検討されることは有用である。

かかる状況下、2019年度要望調査においてケドゥグ州及びタンバクンダ州を対象とした技術協力プロジェクト「セネガル南東部における天水及び灌漑稲作持続開発プロジェクト」がセネガル政府より要請された。本要請案件は、PRiPの技術的成果を活用し、ケドゥグ州及びタンバクンダ州において展開することを想定したものである。

本調査は、上記採択予定案件の実施に際し、セネガル南東部（タンバクンダ州、ケドゥグ州）及びカザマンス地域（ジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州）における稲作を中心とする農業及び栄養の現状把握を行い、セネガルのコメ自給達成及び栄養改善に向けた当該地域におけるJICAの協力方針を検討するために実施する。

## 2. 調査の目的

本調査は、セネガル南東部（タンバクンダ州、ケドゥグ州）及びカザマンス（ジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州）における稲作を中心とする農業及び栄養の現状把握を行い、セネガルのコメ自給達成及び栄養改善に向けた当該地域におけるJICAの協力方針を検討するために実施する。

## 3. 調査実施上の留意事項

(1) 既往調査を踏まえた、対象地域の農業及び栄養にかかる実態の把握  
JICAは2018年1月～3月にかけてローカルコンサルタント調査「カザマンス地域及びケドゥグ州における農業生産基礎調査」を実施し、同地域の基礎的な自然環境、社会情報および農業開発状況について文献調査及びコルダ州への現地調査を通じて情報収集を行っている。本調査においては上記調査の情報を踏まえつつ、よりミクロな視点において、主たる作物、栽培暦、栽培環境といった農業に関する基礎的な情報を収集する。また、農家を取り巻く生活・社会環境についても情報収集を行い、栄養改善に向けたボトルネックの特定を行う。地図や表、写真などを効果的に使用し、関係者間の理解を促進するよう留意する。

(2) PRiP 成果を踏まえた調査  
コメ自給達成に向けて、セネガル農業・農村施設省は天水稲作の振興を重視しており、セネガル中部地域で実施したJICAの先行技術協力プロジェクトPRiPの成果が高く評価されている。本調査においては調査対象州でのPRiP成果の活用可能性についても検討する。

(3) 持続的な営農体系の検討  
この地域に多い天水田では稲作は1期に限られる場合が多いため、持続的な稲作振興、および農家のレジリエンス強化の観点から、年間で最大の収益を得られるような農業が行えるよう、稲作以外の作物を含めた年間通じての営農計画を検討する。さらに、栽培した収穫物をより高い値で売るための加工の仕方及び売り方についても検討も行う。

(4) 横断的事項  
対象地域の農業開発に関連した気候変動へのレジリエンス向上への取り組み、女性のエンパワーメントやジェンダー配慮など、案件実施において留意すべき事項を抽出、分析し、協力の枠組みへの取り込みを検討する。

(5) 遠隔地への効果的な介入方法の検討  
新規採択予定案件はタンバクンダ州、ケドゥグ州を中心としつつ、先方からのニーズの高いカザマンス地域への裨益を視野に入れている。従って、JICAによる協力が限定的かつ、カザマンス地域への渡航が安全管理上限定的となることを踏まえた、この案件での効果的な介入方法についての検討を行う。特に、カザマンス地域の対象者については、JICA専門家が介入の結果をモニタリングできないことを前提にした事業内容の組み立てを検討する。カザマンス地域の対象者への介入は研修のみとなる可能性が高いので、彼らへの研修が効果的に実施できる体制についても検討する。モニタリング活動をC/P側にどの程度任せられるのか、についても検討する。この検討の一環として、他の援助機関や現地NGOを通じた情報収集を効果的に行い、想

定しうるJICA事業との連携案について検討する。

(6) マルチセクトラルな視点での調査

栄養改善はマルチセクトラルな取り組みが重要とされている。本調査は農業・食を通じた栄養改善を入り口として検討するものの、保健衛生分野など、栄養改善に必要な情報は広く収集することとし、今後の案件形成に資する分析を行う。

#### 4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は提案すること。

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) インセプション・レポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・調査員の作業および作業期間
- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・提出する報告書とその目次案

(3) インセプション・レポート（案）の説明・協議・最終化

JICA農村開発部と関係部署に対し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICAの承認を得る。

(4) 対象地域の一般情報に関する情報収集

- ア) 自然環境情報（降水量、日照量、土壌、地形、水系等）
- イ) 社会・文化情報（文化、言語、宗教、部族、ジェンダー等）

(5) 農業・農村開発及び栄養改善に関連する行政機関・政策に関する情報収集

- ア) 当該地域に関係する農業・農村開発の政策、計画の策定、農業開発状況
- イ) 中央省庁及び地方出先機関、公社（特に農業・農村施設省（MAER）出先機関やセネガル農業・農作物加工農業開発公社（SODAGRI））等、同分野に関係する機関の役割、キャパシティ、関係図、農業関連事業予算、普及制度
- ウ) 他ドナーの同分野、同地域における支援状況

(6) 稲作振興プロジェクト（新規採択予定案件）を視野に入れた、以下農業・栄養に関する情報収集

- ア) 現在の栽培作物、品種、生産状況、投入物（種子、肥料、農薬、農業機材、労働者、農業金融）
- イ) 地域ごとの主な作物の栽培暦、栽培環境（水資源、灌漑設備、土壌等）
- ウ) 普及員（SODAGRI、ANCAR の普及員、の他民間含む）の配置やデマケーション、市場設備、組合
- エ) 農業生産物の販売状況、仲買人、販売先、市場、物流、主要作物の値段の季節変動
- オ) 対象地域の農地での所有者（男性が主に土地を所有しているかどうか、も含め調査）及び耕作者、農家の家族構成、生計手段、コミュニティの状況、家計状況、季節的な出稼ぎの有無またその状況
- カ) 農家の家族構成、生計手段、コミュニティの状況、家計状況
- キ) 対象地域の住民（特に子供）の栄養状態、消費の状況、食習慣・食文化、就学児童の学校給食の状況

(7) カザマンス地域の情報収集のためのワークショップ開催

カザマンス地域においては邦人の入域がジガンシヨール市に限られるため、上記(4)～(6)及び3.(5)遠隔地への効果的な介入方法の検討を行うための情報収集に際しては、ジガンシヨール市へ関係者（農業関連政府機関・ドナー・NGO・民間企業等）を集めてのワークショップを開催する。

このワークショップ開催に関する経費（一般業務費）については第3章で示す定額で計上し、報酬については第3章で示す定量（担当業務従事者の業務人月）で見積金額を計上することとし、当該定量の範囲内で、競争参加者がプロポーザルにおいて可能な限り具体的な業務内容・範囲を提示し、契約交渉において、特記仕様書における業務内容の規定を最終化する。

(8) 調査結果のとりまとめ、ドラフトファイナルレポートの作成、説明・協議（国内作業・現地作業）

(4)～(7)の調査結果を踏まえ、稲作を中心とした農業振興及び栄養改善に向けた具体的な取り組み案を取りまとめる。特に、コメ作振興、コメ生産量増加によってもたらされる、農家の収益増加を栄養改善に結びつける道筋について重点的に検討する。この際、JICA関係者（農業政策アドバイザー、JICA事務所）及びセネガル農業農村施設省とも十分に協議を行う。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な個所については改定し、ファイナルレポートして取りまとめる。

## 5. 業務の行程

- (1) 2020年2月下旬より業務を開始
- (2) 2020年9月中下旬に第二回現地調査までの調査結果をまとめた中間報告書（和文）を提出
- (3) 2020年12月下旬までにファイナルレポート（仏文及び和文）を提出

## 6. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2020年12月中旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）  
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (2) インセプション・レポート  
和文3部、仏文2部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (3) 現地調査中間報告書  
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (4) ファイナルレポート  
和文5部、仏文5部（製本）、CD-R（和文1枚、仏文1枚）

以上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲作振興・バリューチェーン強化及び栄養改善に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／稲作バリューチェーン

➤ 営農／普及

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／稲作バリューチェーン）】

a) 類似業務経験の分野：稲作振興及び稲作バリューチェーン強化に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：セネガル及び全途上国



- c) 語学能力：仏語または英語

【業務従事者（営農／普及）】

- a) 類似業務経験の分野：営農／普及に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：セネガル及び全途上国
- c) 語学能力：仏語または英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2020年2月下旬より2020年12月下旬まで本業務を実施することを想定する。2020年9月上旬までに中間報告書を、2020年12月上旬までにファイナルレポートを提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 14人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／稲作バリューチェーン（2号）
- ② コメ栽培技術
- ③ 営農／普及（3号）
- ④ 栄養改善
- ⑤ マーケティング・流通
- ⑥ 水管理・灌漑

### (3) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じ JICA セネガル事務所の支援を受けることが可能である。

### (4) 安全管理（実質的な行動規範が策定されている国・地域のみに限る。）

下記の条件に当てはまる関係者はセネガル事務所から安全ブリーフィングを受けること。

- ・初めてセネガルに渡航する関係者
- ・前回セネガルで安全ブリーフィングを受けた時から 1 年以上空白があるセネガルに渡航する関係者

本調査ではカザマンス地域の情報収集を含んでいるが、邦人の渡航はシガンシヨール市を除き禁止されており、このためカザマンス地域では現地政府機関や他ドナー等を活用して情報収集を実施する。

なお、シガンシヨール市、タンバクンダ州一部（タンバクンダ市以東）及びケドゥグ州へ移動する際は、移動日の 2 週間前までにセネガル事務所へ承認申請を行うこと。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、

各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- 1) カザマンス地域の情報収集のためのワークショップ開催に係る直接経費（一般業務費（現地業務費））：100千円

(4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

- 1) カザマンス地域の情報収集のためのワークショップ開催業務：0.7人月

(5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒ドバイ⇒ダカール（エミレーツ航空）
- 東京⇒パリ⇒ダカール（エアーフランス航空）

## 6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- Survey of the agricultural sector in the southern part of Senegal (Casamance and Kedougou)（英語・仏語）
- IFNA Country Strategy for Actions (ICSA) Senegal（仏語）

(2) 公開資料

- 栄養プロフィール（アフリカ10か国）  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/profile/africa.html>
- セネガル天水稲作持続的生産支援プロジェクト事業完了報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038950.html>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／稲作バリューチェーン</u>	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／稲作バリューチェーン</u>	( )	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>営農／普及</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |   |
|--------|---|
| 1 業務名称 | 南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る<br>情報収集確認調査（QCBS） |
| 2 対象国名 | セネガル国   |
| 3 履行期間 | 2020年〇〇月〇〇日から<br>2020年〇〇月〇〇日まで                |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)                     |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員： 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チームの課長
- (2) 分任監督職員： なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」  
を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS  
対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

**【オプション1：部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品：第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-